

MUFG BK 中国月報

三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部

2022 年 1 月号 (第 191 号)

※ 読みたい記事のタイトルをクリックしてください。

■ 巻 頭 言

- ◆ ハードとソフトの路線がせめぎ合う現代中国
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 理事長 竹森俊平

■ エグゼクティブ・サマリー

■ 特 集

- ◆ 「共同富裕」～ 中国経済にとって諸刃の剣
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 調査部 1

■ 経 済

- ◆ アジアにおけるテーパリングへの備えは万全か？
～地場通貨建て債券市場育成や金融協力枠組み構築で進展～
公益財団法人 国際通貨研究所 経済調査部 4

■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：税関総署が信用管理に係る新規定を公布—企業が注目すべき変更点
KPMG 中国 8
- ◆ 日系企業のため中国法令・政策の動き
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際アドバイザー事業部 12

■ 主要経済指標

- 三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部 17

■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク



ハードとソフトの路線がせめぎ合う現代中国

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング
理事長 竹森俊平

1895 年の日清戦争での勝利から間もない頃、勝海舟は「氷川清話」で次のように中国を評した。「この大国は帝室が代わろうが、誰が来て国を取ろうが、国自体の本質には影響がまったくない。剣や鉄砲の戦争には勝っても、経済上の戦争にかけては、日本人はとて中国人には及ばないだろうと思う」

黒船来航という危機に幕府も諸藩も団結し、国民一丸となって行動した日本は、短期の戦争には抜群に強かった。他方の中国には、政権の統制を拒む強靱で「ソフト」な社会があり、膨大な人口がもたらす巨大市場があった。その市場に創意工夫を売り込む人材層も厚かった。経済の競争となった時に、この力が脅威になることが勝には分かったのだ。それから 120 年、中国のソフトな体制に日本企業は苦戦する。

スタートアップ企業が、評価額 10 億ドル以上の「ユニコーン」に成長する実績には日中の格差が明白だ。ユニコーンの数で中国は米国に次ぐ 2 位、日本にはわずか 5 社しかいない（出所：日本経済新聞「NEXT ユニコーン調査」2021 年 12 月 2 日更新）。

日本企業がデジタル転換に悩む中、中国企業は 14 億の人口からなる市場の掘り起こしにデジタルを徹底活用し、資本調達のためには米国株式市場に進出する。2021 年前半、米国に上場した中国企業は 36 社で、1995 年以来最高のペース。「消費需要」と「資本」という企業成長に不可欠な栄養をマーケットから随時供給される中国企業に、技術力だけに頼る日本企業は分が悪い。

20 世紀以降の中国が勝海舟の見た通りの姿であり続けたわけではない。全国民を巻き込む総力戦を経験して、中国も変化した。戦争遂行の必要性から政府は国内経済に介入し、国民の管理を進めた。しかも政治ライバル間の争いに勝利したのは、計画経済を導入し、国民の思想まで統制した「ハード」な毛沢東体制だ。その締め付けで経済は窒息しかける。だが、1978 年に経済自由化に転換すると、ソフトな社会の本質が呼び覚まされ、目を見張る成長を遂げる。

中国のソフトとハードの体制のせめぎ合いは今も続く。両者がうまく絡めば、民間企業が始動した再生可能エネルギー事業を、政府が低利融資で支援して世界トップの地位に押し上げたような展開も生まれる。だが、強権姿勢を改めない中国政府の先端産業の後押しを、地政学的脅威と認識する自由世界からの反撥が現状で強まっている。それを受け、2021 年、米国は中国の軍関連企業への投資禁止に踏み切り、2020 年 10 月以降、17 社の中国企業が米国で上場廃止となった。

最近是中国政府自身が企業の海外上場を阻止する傾向が目立つ。2020 年 11 月、中国政府は、巨大 IT 企業アリババ集団傘下の金融会社「アント・グループ」が、上海、香港で予定していた史上最高額と予想される新規上場を延期させた。実施の目途ははまだ立たない。中国政府には、ハードな体制から受け継いだ、非効率な国営企業を存続させる必要がある。国営企業は雇用吸収力が強く、共産党の政治基盤でもあるからだ。それゆえ国内資金は国営銀行を通じて国営企業に回らねばならず、IT 企業に向けて資金の流れが変わるのは容認できないのだ。

不動産大手「恒大集団」の危機にも政治が絡む。恒大は、地方政府から不動産を買い、マンションを建てて、個人に売りさばくのを中核ビジネスとし、2021年6月末の資産評価は約40兆円。「恒久的バブル」を示唆する社名は、公衆の投機本能を呼び覚ます狙いがあるのだろう。

投機的なマンションへの投資ブームが中国では頻発する。建設後も空室のままのマンションが多く、そこに住民を入居させれば9,000万人が住めるという試算もある。人が住まなくても資金が流れ込むためマンション価格は急騰し、2021年に深圳市のマンション価格は同市の平均所得の57倍に達した。住宅投資資金の調達のための借金も膨張し、中国の民間債務はGDPの220%にも及ぶ。

バブル抑制を狙い、2020年、中国政府は企業債務を資産の7割以下に抑える基準を設けた。恒大はこの基準を超えていたため借り入れ拡大ができず、不動産購入をやめたため、バブル創出のエンジンが停止する。一般国民が住むためではなく、値上がりを見込んだ投機のためにマンションを購入する以上、バブル終焉が見えれば、人々はマンション購入をやめ、売りに走る。実際、マンション価格は急落した。それにより抱えるマンションの資産評価が下がり、負債の返済に困った恒大は経営危機に陥る。

バブル企業を懲らしめるため、中国政府は恒大と恒大の出資者を容易には救済しない方針を貫いている。その結果、史上空前の規模の債務不履行危機が迫る。バブルと負債膨張の「負の連鎖」にストップを掛ける判断自体は誤りではない。ただ、問題が二つある。

第一に、負の連鎖に火を付けたのは中国政府自身だった。2009年、リーマン・ショックで打撃を受けた経済を刺激するため、中国はGDPの11%に及ぶ公共投資策を実施する。その際、地方政府に非正規の金融機関から資金を借り入れさせ、不動産を中心にしたインフラへの投資にその資金を回させる方法がとられた。この政策による経済刺激効果は目覚ましかったが、それで不動産価格上昇に火が付き、地方政府の抱える不動産と債務とが膨れた。

現在は恒大の不動産買い入れが地方の重要財源だ。それゆえ、今後、地方財政は悪化するだろう。経済成長へのマイナス効果も大きい。

第二に、ソフトな部門の成長で豊かになっても、中国にはその豊かさを蓄えるのに適切な資産がない。これこそが現代中国の根本問題だ。そのためにマンションのような投機資産に国民が飛びつくのだ。上場株式市場も国営企業の上場が優先されるために収益率は低い。一般国民には米国株式市場に投資する自由はないが、それでも国民は海外へ資産を移す機会を常に窺っており、資本逃避が頻発する。

ソフトとハードの本質的に異なる体制の共存を目指して、中国政府は模索を続けている。効率的だが、政治コネクションの弱い「民間企業」と、非効率だが、政治コネクションの強い「国有企業」との合併推進が、その一つの重要な試みだ。民間企業のうち、この種の合併をした企業の割合は、資本額で見て2000年の14%から2019年には33.5%にまで拡大している。両者の弱点を補い合うハイブリッドの試みと言えるが、国有企業のプレゼンスが大きい製造業では推進できても、不動産やサービス(IT、金融、ゲーム)など民間企業だけが開発中の新分野、中国政府が現在、規制を強めている分野では導入困難だろう。中国政府は今後とも、歴史上、成功例が皆無の困難な課題に直面していくことになる。

エグゼクティブ・サマリー

特集 「共同富裕」 ～ 中国経済にとって諸刃の剣

習近平政権は「共同富裕」のスローガンを掲げ、様々な施策を講じている。共同富裕とは、国民全体が満ち足りた生活を送ることのできる状態を指す言葉で、毛沢東が提起し、鄧小平が精緻化した概念である。中国経済にとって長期的には正しい方向性といえるが、政府が予見不可能な形で推進すれば、中国経済に急ブレーキがかかりかねない。今後の動向を注視していく必要がある。

経済 アジアにおけるテーパリングへの備えは万全か？ ～地場通貨建て債券市場育成や金融協力枠組み構築で進展～

2021 年のアジア経済は、新型コロナウイルスの感染再拡大に伴う経済活動の制限などの影響で、回復の足踏みを余儀なくされた。2022 年は、各国の移動制限措置緩和や世界経済の持ち直しなどが、経済回復の支えになるとみられる。アジア通貨危機以降、アジア主要国が危機の再発防止に向け取り組んできた債券市場育成の進捗や課題、金融協力の枠組みの構築等を整理し、考察する。

スペシャリストの目 税務会計

税関総署が信用管理に係る新規定を公布—企業が注目すべき変更点

税関の企業信用管理の法制化・規範化の促進に向け、税関総署は、2021 年 9 月 13 日付けで「中華人民共和国税関登録登記・届出企業信用管理弁法」（税関総署令第 251 号、以下「弁法」）を公布し、2021 年 11 月 1 日から施行された。「弁法」は、企業の信用格付けや高級認証企業管理措置などの内容を調整・改善した。本稿では、関連する内容及び注目すべきポイントを整理する。

スペシャリストの目 日系企業のための中国法令・政策の動き

今回は、11 月中旬から 12 月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげる。



「共同富裕」～ 中国経済にとって諸刃の剣

三菱UFJリサーチ&コンサルティング
調査部
研究員 丸山健太

1. 「共同富裕」に向けた取り組み

習近平政権は「共同富裕」というスローガンを掲げ、様々な施策を講じている。共同富裕とは、格差や貧困がなく、国民全体が満ち足りた生活を送ることのできる状態を指す言葉で、毛沢東が最初に提起し、鄧小平が精緻化した概念である。鄧小平は共同富裕を、画一的な平等を追求する「同時富裕」と明確に区別し、一時的な格差を許容することで、改革開放下で掲げた「先富論」を補強する概念として位置づけた。すなわち、鄧小平は、まず格差を認めることで、先に豊かになる人が出てくることを許容する（「先富論」）一方で、先に豊かになった人に、貧しい人々を助けてもらい、国民全体を豊かにしよう（「共同富裕」）と考えた。

習政権は 2012 年の発足当初から、貧困の撲滅を目標に掲げており、2020 年末までにすべての国民について年間収入約 4,000 元（＝貧困基準）超を達成、絶対的貧困からの脱却を宣言した。これに続き、相対的貧困（≒所得格差）の縮小を目指す姿勢を打ち出し、その過程で共同富裕の概念を提起した。2021 年 3 月には、今後 5 年間の国家運営目標を定めた「第 14 次 5 カ年計画」において共同富裕に 6 回言及した。同年 8 月には、当面の経済運営方針を決める党中央財經委員会で、共同富裕の実現に向けた取り組みを強化していくことを確認した。

こうした政治方針を受け、今年に入り、いわば「豊かな中国」を象徴するような業界を対象に、政策的な締め付けが強化された。アリババやバイドゥなどの大手ネット企業は、独占禁止法違反を指摘され、巨額の罰金が科された。また華美な業界である芸能界も規制対象となり、芸能人への過度な高額報酬禁止のほか、ファンクラブ活動なども制限された。さらに、一定以上の所得水準がないと享受できない教育サービスの業界にもメスが入った。なお、足元の不動産業界の経営問題についても、中国恒大集団などの大企業の救済は共同富裕と矛盾しかねないことから本格的な救済に乗り出せず、問題が長引いている側面もあるとみられる。

さらに、前出の 8 月の党中央財經委員会で、共同富裕を実現する手段として、市場を通じた「一次分配」、税や社会保障を用いた「再分配」、慈善の寄付を指す「三次分配」を適切に組み合わせる方針が示された。とりわけ、三次分配への反響は大きく、大手ネット企業のテンセントやアリババといった企業のほか、大手スマートフォン企業のシャオミの創業者も寄付を行ったことを公表するなど、さっそく多くの企業、個人が党の方針に従う姿勢を示した。

2. 共同富裕には政治的な意図も

習政権は表向き、貧困撲滅を大義名分に共同富裕のスローガンを掲げたが、政治的な意図も垣間見える。

第一に、習政権は共同富裕を共産党統治の正統性を担保する理念として持ち出した。共産党の統治の正統性は、改革開放前までは共産主義が、改革開放以降は経済成長が担ってきたが、成長力の低下が鮮明になる中、国民の求心力を維持するための新たな理念として共同富裕を打ち出したといえる。

第二に、共同富裕を名目に、党の安定を脅かす恐れのある動きを未然に防ぐ狙いもある。芸能人のファンクラブやオンラインゲームを通じて形成される、共通の趣味や嗜好を持った人々による新たなコミュニティが、共産党批判の温床になる懸念が指摘される中、共同富裕を名目にしたこれら業界への規制強化は、その芽を事前に摘む目的もあるとされる。また、アリババ創業者のジャック・マーのような経済的な成功者が政治的な発言力を強めることへの警戒感から、その影響力を削ぐための方便として共同富裕を用いているとの見方もある。

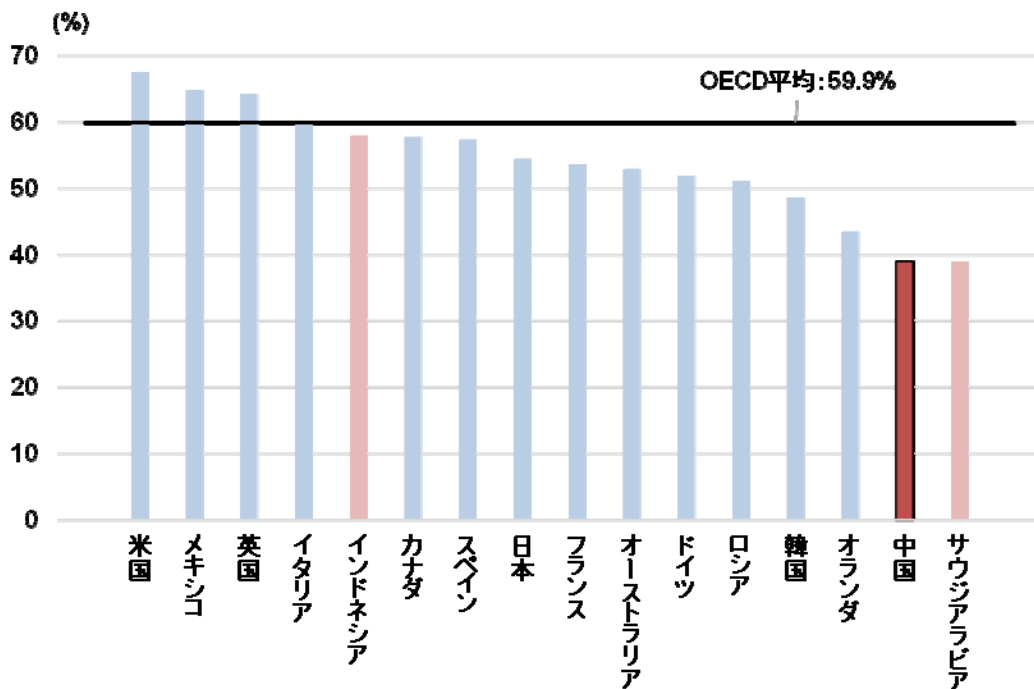
3. 共同富裕の中国経済への影響

もともと、共同富裕は経済成長を犠牲にしてまで推し進めようというものではない。もともと共同富裕という概念自体が、成長を前提にしたものであり、「皆で等しく貧しくなる」縮小均衡を意図したものではない。また、2022 年秋には、習氏が異例の 3 期目続投を決める共産党大会を控えており、成長鈍化が国民の不満を高めることは避けたいというのも習氏の本音であろう。

したがって、共同富裕の中国経済への影響を考えると、少なくとも 2022 年の景気への影響は限定的であろう。しかし、長期的には、共同富裕は中国経済に大きな影響を与える可能性がある。

まず、共同富裕を目指し、貧富の格差が縮小すれば、個人消費の経済活動全体に占めるウエイトが上昇し、2020 年から掲げてきた「国内大循環（内循環）」、すなわち内需拡大を達成できる。現在、中国経済において個人消費が占める割合は、他国と比較しても低い（図表 1）。分配強化を通じた格差縮小に伴い、お金さえあればより多く消費したいと考えている貧困層にもお金が回ることにより、個人消費は増加し、経済全体に占めるウエイトも上昇することが期待される。個人消費が経済の根幹を占めるようになれば、これまでのように輸出や投資に頼る場合よりも、安定的な成長が可能となる。

図表 1. GDP に占める個人消費の割合（2019 年）

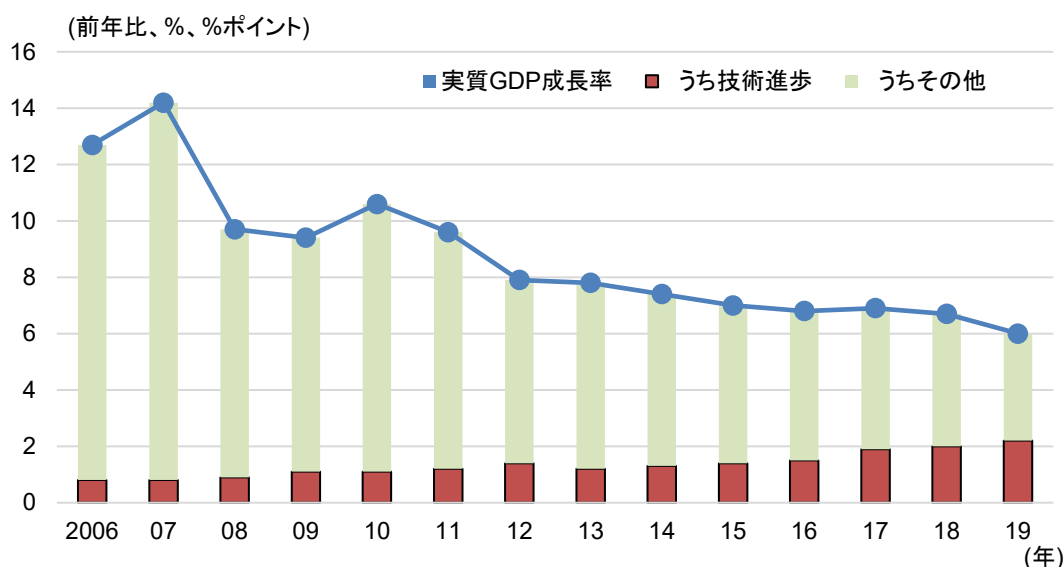


(注) 青は OECD 加盟国、赤は OECD 非加盟国

(出所) OECD. Stat より三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

一方、共同富裕の推進が中国経済の成長力を削ぐ恐れもある。大手ネット企業への独禁法適用のような急な政策変更や、三次分配の重視など分配を半ば強制するような動きは、民間の自由な発想に基づく技術進歩を阻む可能性がある。長年にわたる一人っ子政策の結果、15～64歳の生産年齢人口はすでに減少に転じたほか、過剰債務・過剰生産能力問題にみられる通り、資本ストックの蓄積も十分であり、すでに労働や資本の投入を増やすことによる成長は限界を迎えた。実際、中国人民銀行の推計¹によると、実質 GDP 成長率が鈍化する中、技術進歩²の経済成長への寄与度が上昇している(図表 2)。今後も、経済成長のためには技術進歩に伴う生産性向上が不可欠であり、共同富裕を無秩序に推進すれば、中国経済を減速させかねない。

図表 2. 中国の実質 GDP 成長率と、技術進歩の寄与度



(注) 論文中の数値を用い、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングが再構成した。

(出所) 人民銀行調査統計司课题组 (2021) より三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

共同富裕は、格差が拡大し経済成長が鈍化した中国経済にとって、長期的には正しい政策の方向性といえる。ただし、政府が共同富裕を権力闘争の手段として用い、予見不可能な形で推進すれば、中国経済に急ブレーキがかかりかねない。共同富裕は諸刃の剣であり、今後の動向を注視していく必要がある。

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail : k.maruyama@murc.jp ホームページ : <https://www.murc.jp>

¹ 人民銀行調査統計司课题组 (2021) 『“十四五” 期间我国潜在产出和增长动力的测算研究』、中国人民银行工作论文。

² 論文では、資本投入の技術進歩と労働投入の技術進歩とに分け、前者として情報通信技術への投資を、また後者の代理変数として中国イノベーション指数 (国家統計局) を用いている。



**アジアにおけるテーパリングへの備えは万全か？
～地場通貨建て債券市場育成や金融協力枠組み構築で進展～**

公益財団法人 国際通貨研究所
経済調査部
上席研究員 福地亜希

2021年のアジア経済は、新型コロナウイルスの感染再拡大に伴う経済活動の制限などの影響で、回復の足踏みを余儀なくされた。2022年は、各国における移動制限措置の緩和や世界経済の持ち直しなどが、経済回復の支えになると見られる。もっとも、回復ペースは国によって異なり、コロナ禍前の経済水準を回復する時期は、2021年以前（中国、ベトナム、インドネシアなど）から2023年以降（タイ、フィリピンなど）と開きがある（第1表）。

当面の下振れリスクとしては、感染再拡大およびワクチン接種の遅れに加えて、原油をはじめとする資源価格の上昇が、輸入コストや物価の上昇を通じて景気回復の重石となる可能性にも留意する必要がある。さらに、米連邦準備理事会（FRB）をはじめとする先進国の中央銀行が金融政策の正常化に向けて動き出す中、米欧の金利上昇に伴う、新興諸国からの資金流出への警戒が強まりつつある。新型コロナウイルスの感染収束および経済回復についてなお予断を許さない中、金融市場の不安定化や、通貨価値安定に向けた早期の利上げは景気回復の妨げとなりかねない。

以下では、アジア通貨危機以降、アジア主要国が危機の再発防止に向け取り組んできた債券市場育成の進捗や課題、金融協力の枠組みの構築などを整理し、危機への対応能力を考察する。

第1表：主要アジア諸国のコロナ禍前と比べた経済水準、ワクチン接種率の見通し

	2021年のGDP水準 (2019年比、%)	コロナ前の経済水準を回復する 時期(年)	ワクチン接種率 (2021年8月末 時点、%)	ワクチン接種率 が60%に 達する時期
中国	11.0	2020	61.6	2021Q3
ベトナム	7.8	2020	2.8	2022Q1
ラオス	4.1	2020	24.3	2021Q4
インドネシア	1.5	2021	13.0	2022Q2
カンボジア	▲1.0	2022	50.3	2021Q3
マレーシア	▲2.5	2022	45.9	2021Q3
タイ	▲5.1	2023+	11.1	2021Q4
フィリピン	▲5.7	2023+	12.6	2022Q2
ミャンマー	▲15.4	2023+	3.3	2023年以降

(注)『ワクチン接種率』は、2回のワクチン接種が完了した人口。『60%に達する時期』は、2021年8月時点の平均接種数と2021年末までの調達予定数に基づくIMF推計値。

(資料) World Bank[2021]より国際通貨研究所作成

地場通貨建て債券市場は概ね順調に拡大

アジア通貨危機以降、アジア主要国は危機の再発を防ぐ安定的な通貨・金融システムの構築と、域内貯蓄の有効活用に向け、アジア開発銀行（ADB）などを中心に地場通貨建て債券市場（Local

currency bond market : LCBM) の育成に取り組んできた。2003年に発足した「アジア債券市場育成イニシアティブ (Asian Bond Markets Initiative : ABMI)」の枠組みにおいては、優先して取り組むべき課題と実施のためのロードマップの策定と、その定期的な見直しが行われている。

2019年5月に承認された「2019-2022年 ABMI 中期ロードマップ (ABMI Medium-Term Road Map, 2019-2022)」¹では、域内における債券市場の発展水準の格差に加えて、インフラ投資ギャップやサステナブルファイナンスへの需要、低調な域内のクロスボーダー証券投資といった課題を踏まえ、インフラファイナンスへの支援、グリーンボンドや「ASEAN+3 債券共通発行フレームワーク (ASEAN+3 Multi-Currency Bond Issuance Framework : AMBIF)」に基づく域内クロスボーダー債券発行の促進などに重点が置かれている。また、ABMIの下部組織として2010年に設立された「ASEAN+3 債券市場フォーラム (ASEAN+3 Bond Market Forum : ABMF)」では、域内におけるクロスボーダーの債券取引推進に向けて、規制やインフラなどの標準化・調和化などが進められている。ASEAN+3における債券市場の課題は、その発展段階に応じて異なっており、ASEANの中でも市場の発展が遅れている BCLM²では地場通貨建て債券発行の初期段階にある一方、相対的に市場の発展が進んでいる ASEAN6³では、さらなる地場通貨建て債券発行 (特にインドネシア、フィリピン) のほか、発行体や投資家の裾野拡大、債券の種類が多様化などが課題として指摘されている (第2表)。さらに日中韓 (+3) では、「+3」投資家に対する ASEAN 地場通貨建て債券への投資促進や ASEAN 発行体による「+3」通貨建て債券の購入などが取り組むべき課題とされる。

第2表 : ASEAN+3 における債券市場育成に向けた主な課題

	発行体	市場・投資家
ASEAN6 (インドネシア、マレーシア、 フィリピン、シンガポール、 タイ、ベトナム)	<ul style="list-style-type: none"> ■ さらなる地場通貨建て債券の発行 (特にインドネシア、フィリピン) ■ 発行体の裾野拡大 ■ +3市場における債券発行の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 債券の種類が多様化 (期間の長期化、新たな地場通貨建て債券 (プロジェクトボンド、グリーンボンド、証券化等)) ■ 投資家の裾野拡大
BCLM (ブルネイ、カンボジア、 ラオス、ミャンマー)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自国あるいはASEAN市場における債券発行促進 ■ +3市場における債券発行支援 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新たな (初期の) 地場通貨建て債券市場の育成
+3 (日本、中国、韓国)	<ul style="list-style-type: none"> ■ +3各国の発行体によるASEAN市場での債券発行 	<ul style="list-style-type: none"> ■ +3投資家に対するASEAN地場通貨建て債券への投資促進 ■ ASEAN発行体による+3通貨建て債券の購入

(資料) ABMF資料より国際通貨研究所作成

2020年以降の新型コロナウイルス感染拡大を受け、欧米を含む多くの国・地域においては、大規模な経済支援策の財源を賄うべく国債発行を加速させたこともあり、足元、いずれの国・地域においても地場通貨建て債券発行残高は増加ペースが加速している (第1図)。アジアについては、中国の押し上げによる影響が大きいものの、上記のような取り組みによる後押しもあり、ASEAN+3 (日本、中国・香港、韓国) を合わせた地場通貨建て債券発行残高は、米国 (財務省証券のみ) やユーロ圏に並ぶ規模まで拡大している。

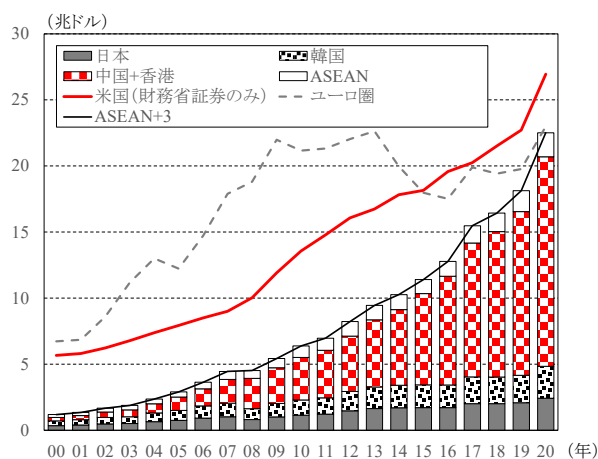
アジア主要国における金融市場の安定には、海外投資家の動向が鍵を握る。先進国などの成熟した債券市場では、海外投資家の参加が高まっても総じて安定を維持できるが、市場規模が小さい未成熟の LCBM では、海外投資家の投資フローの影響を受けやすい。この点に関連して、近年、アジア主要国では、国債保有に占める海外投資家の割合が縮小している点が注目される (第2図)。

¹ https://asianbondsonline.adb.org/documents/abmi_medium_term_road_map.pdf

² BCLM は、ブルネイ、カンボジア、ラオス、ミャンマーの4カ国。

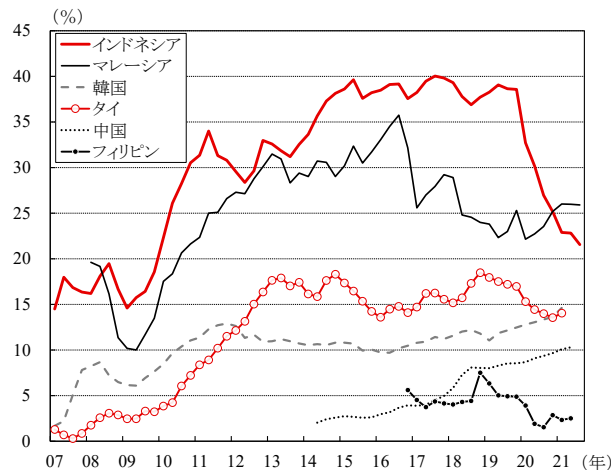
³ ASEAN6 は、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの6カ国。

第1図：主要国地域における地場通貨建て債券発行残高の推移



(資料) AsiaBondsOnline、SIFMA、ECBより国際通貨研究所作成

第2図：アジア主要国における海外投資家の地場通貨建て国債保有比率の推移



(資料) Asian Bonds Onlineより国際通貨研究所作成

危機再発防止に向けた金融協力枠組みの構築・強化でも進展

アジアでは、通貨危機の再発防止に向けた協力の枠組み構築や強化でも進展が見られる。ASEAN+3による二国間通貨スワップ取極のネットワーク「チェンマイ・イニシアティブ (Chiang Mai Initiative : CMI)」については、2010年に二国間契約に基づく個別の通貨スワップの形式を1本の多国間契約に束ねるマルチ化 (CMI Multilateralisation : CMIM)、2014年には資金規模の倍増 (1,200億ドル→2,400億ドル) および危機発生前に予防的にドル流動性の供給枠を設定する機能 (CMIM Precautionary Line) の導入、IMFの資金支援を伴わずにCMIM独自で支援する「IMFデリンク」割合の30% (従来20%) への引き上げなど、段階的に強化が図られてきた。2021年3月には、CMIMの即時性の向上や円滑化を目的に、①「IMFデリンク」割合の40%への引き上げ、②要請国・供与国双方の自発性および需要に応じたCMIMに対する現地通貨による支援の制度化などを盛り込んだ、CMIM契約書の改訂版が発効した⁴。

また、「ASEAN+3 マクロ経済リサーチオフィス (ASEAN+3 Macroeconomic Research Office : AMRO)」は、域内各国の経済状況の監視 (サーベイランス) を行うとともに、CMIMの事務局機能としての役割を担っている。具体的には、CMIMが発動される場合の資金の引き出し条件を定めるASEAN+3当局の議論のサポートを行うほか、IMFと連携し、毎年、テストラン (机上演習) を行うなど、危機への備えを進めている。国際機関のほか、欧州安定メカニズム (ESM) やラテン・アメリカ準備基金 (FLAR) といった他の地域金融取極 (RFA) との研究会や協議なども重ねるなど、地域をまたいでの連携強化によりグローバルな金融市場の安定に資することも期待されている。

概ね良好なファンダメンタルズを維持

海外投資家が着目する対外バランスや財政ポジションといった主な経済指標を見ると、アジア主要国は概ね良好なファンダメンタルズを維持していると言える (第3表)。特に、対外債務残高は安定的な水準に抑えられているほか、外貨準備高は高水準を維持している。2020年の経常収支については、コロナ禍を受けたサプライチェーンの停滞や内需の縮小などの影響を割り引いてみる必要があるものの、総じて懸念は小さい。

他方、財政収支や政府債務残高などの財政ポジションには多くの国で悪化が見られる。だが、コロナショックという未曾有の危機への対応として、財政・金融両面からの大規模な支援策は、経済

⁴ https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/financial_cooperation_in_asia/cmi/pressrelease/210331.html

悪化や企業の倒産増加等に伴う金融機関のバランスシート悪化の程度を和らげるという点でも不可欠なものとして位置付けられる。コロナ収束後には、財政健全化に向けた改革への着手が求められよう。

第3表：主要新興国のファンダメンタルズ比較

	経常収支 (名目GDP比、%)		財政収支 (名目GDP比、%)		一般政府債務残高 (GDP比、%)		対外債務残高 (GNI比、%)		外貨準備高の ARA比率(%)	
	2013年	2020年	2013年	2020年	2013年	2020年	2013年	2019年	2013年	2020年
インドネシア	▲ 3.2	▲ 0.4	▲ 2.2	▲ 5.9	24.8	36.6	29.8	37.0	123.3	121.4
マレーシア	3.4	4.4	▲ 3.5	▲ 5.1	55.7	67.5	33.5	62.6	98.6	118.1
タイ	▲ 2.1	3.3	0.5	▲ 4.7	42.2	49.6	38.5	34.4	209.6	241.4
フィリピン	4.0	3.2	0.2	▲ 5.5	43.8	47.1	20.9	20.2	243.2	233.8
インド	▲ 1.7	1.0	▲ 7.0	▲ 12.3	67.4	89.6	23.3	19.7	143.7	197.2
中国	1.5	2.0	▲ 0.8	▲ 11.4	37.0	66.8	15.6	14.8	152.4	74.6
メキシコ	▲ 2.5	2.5	▲ 3.7	▲ 4.6	45.9	60.6	32.8	38.1	122.6	128.4
ブラジル	▲ 3.2	▲ 0.9	▲ 3.0	▲ 13.4	60.2	98.9	19.8	31.8	159.4	160.8
ロシア	1.5	2.2	▲ 1.5	▲ 5.4	12.3	19.3	30.2	29.8	151.0	360.7
南アフリカ	▲ 5.8	2.2	▲ 4.3	▲ 12.2	44.1	77.1	39.3	55.0	81.8	74.4
トルコ	▲ 5.8	▲ 5.1	▲ 1.5	▲ 5.4	31.2	36.8	41.1	58.9	100.4	74.7
アルゼンチン	▲ 2.1	1.0	▲ 3.3	▲ 8.9	43.5	103.0	27.9	65.3	68.4	90.3

(注)IMFによる『必要とされる準備高(ARA:Assessment of Reserve Adequacy Metric)』の推計式は下記の通りで、

ARAに対し100~150%の外貨準備高の保有(充足率)が適正とされる。

$ARA = 5\% \times \text{輸出額} + 5\% \times \text{ブロード・マネー} + 30\% \times \text{短期対外債務残高} + 15\% \times \text{その他対外債務残高(中長期債務等)}$

(資料)IMF統計等より国際通貨研究所作成

このほか、アジアではドル依存からの脱却に向け、地場通貨建て取引を推進している。貿易や直接投資、あるいはサービス取引で地場通貨を利用することで、米ドルなどの主要通貨の変動に伴う為替リスクを軽減することが主な目的とされる。地場通貨建て債券市場の育成や取引における地場通貨の利用拡大はまだ途上であるものの、各国におけるファンダメンタルズの改善や危機再発防止に向けたセーフティネットの構築もあり、多くの国では対外的なショックに対する耐性が増している。今後もアジア金融市場の安定に向けて、各国における良好なファンダメンタルズの維持・向上と域内における金融協力の深化に取り組むことが求められよう。

<主な参考文献>

- 福地亜希[2021a]、「アジアにおける債券市場育成を巡る動き～テーパリングへの備えは万全か?」『国際金融トピックス』if2021.16 国際通貨研究所、2021年9月30日
(<https://www.iima.or.jp/docs/international/2021/if2021.16.pdf>)
- 福地亜希[2021b]、「アジアにおける現地通貨利用拡大に向けた動き」『IIMA の目』ei2021.28 国際通貨研究所、2021年10月21日
(<https://www.iima.or.jp/docs/column/2021/ei2021.28.pdf>)
- World Bank [2021], “World Bank East Asia and Pacific Economic Update, Long COVID,” October 2021
(<https://openknowledge.worldbank.org/bitstream/handle/10986/36295/9781464817991.pdf#page=16>)

(執筆者連絡先) 公益財団法人 国際通貨研究所 経済調査部
 上席研究員 福地亜希
 E-mail : aki_fukuchi@iima.or.jp

**税務会計: 税関総署が信用管理に係る新規定を公布—企業が注目すべき変更点**

KPMG中国
日系企業サービス
税務パートナー 李輝 (Lisa Li)

概要

- 中国における信用システム構築の更なる推進に伴い、企業は信用管理をますます重要視している。税関の企業信用管理の法制化・規範化の促進に向けて、税関総署は、2021年9月13日付けで「中華人民共和国税関登録登記・届出企業信用管理弁法」(税関総署令第251号、以下「弁法」)を公布した。弁法は、2021年11月1日から施行された。これに合わせて、2018年3月3日に公布された「中華人民共和国税関企業信用管理弁法」(税関総署令第237号)は廃止される。
- 「弁法」は、企業の信用格付け・区分、高級認証企業管理措置、信用育成・修復体制などの重要な内容を調整・改善した。KPMGは、関連する内容及び注目すべきポイントを整理したので参照されたい。

主な変更点

1. 信用格付けを3ランクに簡素化。2021年11月1日より、税関企業信用格付け・区分をより簡素化し、「高級認証企業」及び「信用喪失企業」の2ランクを保留。それ以外の企業を「その他の企業」として区分し、それに対して通常の管理措置を実施する。
2. 信用育成体制の明確化。「弁法」では、法的観点から税関の信用育成サービス体制を定め、税関が企業に認証サービスを提供し、支援する。これまで、各地の主管税関は質問対応の提供、研修、現場指導などを通じて企業の認証業務をサポートしてきた。今後、税関はこのような業務を更に強化し、詳細な育成方法やプロセスに関する規定を公布すると考えられる。
3. 高級認証企業のレビュー期間の延長。高級認証企業のレビュー期間を3年から5年に延長し、企業の再認証に係る業務負担を軽減する。また、企業の信用状況に異常が生じた場合、税関は不定期にレビューできる。しかし、「弁法」では「異常」な状況の詳細を明確にしていない。
4. 仲介機関による結論の参考方法の明確化。「弁法」では、認証に関与する仲介機関の導入を更に明確化し、税関及び企業は認証への関与、企業認証・レビューに対して参考となる専門的な結論の提出を仲介機関に依頼することができる。
5. 重大信用喪失者リストに掲載されるケースの追加。税関は、国が注目する重要分野(輸出入食品、化粧品及び輸入固体廃棄物)に携わる企業に対する監督管理を強化する。例えば、企業に「弁法」に定められた関連法規に対する重大な違反がある場合、共同懲戒を実施し、重大信用喪失者リストに掲載される。

6. 信用修復体制の構築。「弁法」では、信用喪失企業の信用修復プロセスに係る規定を追加した。関連要件に該当する企業は信用修復を自ら申請することができる。また、税関も関連規定に適合する企業の信用を修復できる。
7. 自主的開示により被る処罰を信用状況の記録としない規定を調整。今回の「弁法」では、具体的な罰金額を示さずに、「税関総署が定める金額」に変更した。これは主に現実の状況変化に応じて更新する可能性があることを勘案したためである。現行の自主的開示に係る関連規定（税関総署 2019 年第 161 号公告）に基づき、自主的に開示し、税関に警告処分又は 50 万人民币元以下の罰金などの行政罰を科される税務関連違法行為に関しては、税関が認定する企業信用状況の記録に掲載しない。

主な変更点の比較

番号	主な変更点	税関総署令第 237 号 (現行規定は、11 月 1 日に廃止)	新弁法の変更内容
1	信用格付け・区分の簡素化	認証企業、一般信用企業及び信用喪失企業に分類する。また、認証企業を高級認証企業と一般認証企業に区分する。(第 3 条)	「高級認証企業」及び「信用喪失企業」の区分を保留し、それぞれに対して利便又は厳格な税関管理措置を実施する。それ以外の「その他の企業」に対して、通常管理措置を実施する。(第 4 条)
2	信用育成体制の明確化	関連する記載がない。	税関は企業に信用育成支援を提供し、企業のインテグリティ及びコンプライアンスに対する意識を強化し、企業経営における誠実さの向上を支援する。(第 5 条)
3	高級認証企業のレビュー期間の延長	税関は 3 年ごとに高級認証企業を再認証し、一般認証企業の再認証は不定期に行う。(第 18 条)	高級認証企業のレビュー期間を 3 年から 5 年に延長する。企業の信用状況に異常が生じた場合、税関は不定期にレビューできる。(第 19 条)
4	仲介機関による結論の参考方法の明確化	税関又は企業は、企業認証に関する専門的な結論の提出を仲介機関に依頼することができる。(第 22 条)	税関は、高級認証企業の認証・レビューに関する専門的な結論の提出を仲介機関に依頼することができる。企業は仲介機関から得た高級認証企業の認証・レビューに関する専門的な結論を税関による認証・レビューの参考根拠とすることができる。(第 20 条)
5	重大信用喪失者リストに掲載されるケースの追加	関連するケースを規定していない。	信用喪失企業で下記いずれかに該当する場合、税関は法規定、行政規定などの関連規定に基づき、共同懲戒を実施し、当該企業を重大信用喪失者リストに掲載する。(1) 輸出入食品安全管理規定、輸出入化粧品監督管理規定に違反し、又は固体廃棄物を密輸し、法に従い刑事責任を問われる場合。(2) 固体廃棄物を違法輸入し、税関に 250 万人民币元を超える行政罰を科される場合。(第 23 条)

番号	主な変更点	税関総署令第 237 号 (現行規定は、11 月 1 日に廃止)	新弁法の変更内容
6	信用修復体制の構築	関連する記載がない。	企業の信用修復体制を構築し (第 7 条)、信用喪失行為による社会的被害の度合いに応じて、信用喪失企業の信用修復基準及びプロセスを明確化し、信用喪失企業が法に適ったプロセスを経て自社の信用水準を向上できるように推奨する。(第 26-29 条)
7	自主的開示により被る処罰を税関が認定する企業信用状況の記録としな い規定を調整	企業が自主的に開示し、かつ税関に警告処分又は 5 万人民币元以下の罰金を科される行為は、税関が認定する企業信用状況の記録としない。(第 29 条)	企業が自主的に開示し、かつ税関に警告処分又は税関総署が定める金額を科される行為は、税関が認定する企業信用状況の記録としない。(第 37 条)

KPMG の所見

「弁法」は 2021 年 11 月 1 日から正式に施行され、関連する文書なども今後更新・公布されるだろう。企業が主に以下の内容に注目されるように推奨する。

1. 移行及び具体的な実施

- 今後、認証プロセスの更新、認証基準の統合などのための実施細則などの文書が公布される見込みである。詳細は税関による更なる明確化が待たれる。
- これまでに「一般認証企業」として認定された企業を直接「その他の企業」に置き換えて、通常の管理措置を実施するのか、又は、一般認証企業に対する優遇措置を継続して享受できる移行期間を経て「その他の企業」に変更するかについては、更なる明確化が待たれる。
- また、今回公布された「弁法」では、「弁法」(意見募集稿)で言及された税関に届け出た企業の分枝機構(支店・出張所)の信用格付けは所属する企業の信用格付けと一致しなければならないという規定を削除した。後続の実施段階において、企業の分枝機構(支店・出張所)の信用格付けをいかに確定するか、税関による現地レビュー・認証を経るべきか否かも、実際に多くの企業が注目しているポイントである。

2. 認証レビューの準備を早めに行い、対応策を講じる

高級認証企業は 5 年後の再認証に向けて、自社の業務計画とペースをより良く調整する必要がある。企業は、高級認証企業の信用格付けに対する要件への適合を維持するために、現段階では最新基準及び要件に基づき、輸出入活動及び「認定事業者」(AEO)の資格をレビューする必要がある。今後、税関の認証業務に係る検証基準がより厳格化し、企業の日常管理及び書類管理に対する要件も高まるだろう。企業は、高級認証企業の信用ランクの維持に向けて早めに十分な準備を行う必要がある。

また、高級認証企業になる申請をする意向がある場合、その早期実現に向けて、最新の基準に基づき認証に必要な資料を積極的に準備し、又は外部の専門家によるアドバイスを活用されるように推奨する。

3. 専門的かつ効率的なサービスを提供する仲介機関を活用する

信頼性の高い専門機関によるサポートサービスの活用は、貿易コンプライアンス分野において広まっている。企業は、仲介機関が提供する専門的なサービスを通じて、税関の認証要求を正確かつ効率良く理解して把握し、専門的・客観的な審査意見及び提案を得ることができる。これらは、企業の管理効果の向上につながり、企業の責任者は AEO 認証業務を推進すると同時に、より多くの時間及び労力を企業により高い価値を創出できる分野に投入することができる。

現在、仲介機関の資格審査・管理基準などに関する正式な監督管理要件及び弁法は公布されていない。企業が AEO 認定に関連するサービスを提供する仲介機関を選定する際、仲介機関の資格、サービス能力を評価した上で選定する必要がある。

また、AEO 認定に仲介機関を導入する体制がより良く機能できるように、税関主管部門が仲介機関に対する管理弁法を早急に検証・公布されるように提案する。

4. 内部コンプライアンス管理を強化し、内部統制の自主検査を定期的に行う

信用喪失企業として認定された場合、企業は多くの制限及び懲戒処分を受け、通関コストが著しく上昇するだけでなく、日常経営においても至る所で制限を受けることとなる。このため、企業は自社の自主検査・内部統制管理体制の整備・改善を推進し、税関業務担当者のコンプライアンス管理意識を向上させ、税関の信用管理政策要求を十分に把握されるように推奨する。この上で、企業は、輸出入関連業務に係るリスク自主検査を定期的に行い、リスクを適時・正確に識別されるように提案する。

5. 自主的開示政策を充分かつ適切に利用する

近年、税関は自主的開示業務を大いに推進し、企業の信用管理意識及びコンプライアンス管理水準の強化をサポートしている。企業がコンプライアンス審査で発見しうるコンプライアンス違反事項に関して、企業が誠実な経営及び法令遵守による優遇を十分に享受し、企業の信用管理リスクを最大限に軽減できるように、コンプライアンス違反行為の性質及び自主的開示に関する法規定の要求を完全に把握した上で、自主的開示政策を適時かつ適切に利用されるように提案する。

(執筆者連絡先)

KPMG 中国

税務パートナー

李輝 (Lisa Li)

中国北京市東長安街1号東方広場 KPMG 大楼 7F

Tel : +86-10-8508-7638 E-mail : lisa.h.li@kpmg.com



日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング
 国際アドバイザー事業部
 シニアアドバイザー 池上隆介

今月号では 11 月中旬から 12 月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげました。一部、それ以前に公布され、公表が遅れていたものを含んでいます。

[政策]

【産業政策】

○「工業・情報化部の『“14 五” 工業グリーン発展計画』の印刷・発布に関する通知」(工信部規 [2021] 178 号、2021 年 11 月 15 日発布・実施)

第 14 次 5 ヶ年計画の主要目標の 1 つである工業のグリーン発展に関する計画。

■主な目標は、2023 年までに工業の産業構造と生産方式のグリーン・低炭素への転換で顕著な成果を上げ、2030 年の工業分野でのカーボン・ピークアウト目標実現の基礎を固めるとされ、以下のような目標値が設定されている。

- ① 工業付加価値原単位 CO2 排出量を 18%減少させる。
- ② 主要産業の付加価値原単位汚染物質排出量を 10%減少させる。
- ③ 規模以上の工業の付加価値原単位エネルギー消費量を 13.5%減少させる。
- ④ バルク産業の固形廃棄物(注：冶金スラグ、鋳業残渣)総合利用率を 57%、主要再生資源回収利用料を 4.8 億トンとし、工業付加価値原単位水使用量を 16%減少させる。

■カーボン・ピークアウトについては、以下のような目標が示されている。

- ① 工業分野と重点産業(鉄鋼、石油化学・化学、非鉄金属、建築材料等)のカーボン・ピークアウト実施計画(ロードマップとスケジュール表)を制定する。
- ② 標準、統計、計算、情報システムの建設を強化する。
- ③ 主要産業の汚染物質排出に関わる生産プロセスまたは関連産業を明確にし、排出削減とカーボン・ピークアウトの実施ルートを明確にする。
- ④ 工業用石炭の電気・ガスへの転換を加速する。
- ⑤ 主要な炭素排出産業とグリーン水素と再生可能エネルギーで、応用、新エネルギー貯蔵、炭素回収、利用と貯蔵に関する多数のプロジェクトを実施する。
- ⑥ 非 CO2 温室効果ガス(亜酸化窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄等)の制御を強化する。
- ⑦ 「モントリオール議定書及びキガリ改正」(注：特定フロン等オゾン層を破壊する物質の廃絶に関する国際的取り決め)を実行し、ポリウレタンフォーム、押出スチレンフォーム、工業・商業の冷蔵・空調等の重点分野での代替フロンの淘汰計画を開始する。

	<p>■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。 http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2021-12/03/content_5655701.htm</p>
【情報通信】	
<p>○「工業・情報化部の“14 五” 情報通信産業発展計画の印刷・発布に関する通知」(工信部規 [2021] 164 号、2021 年 11 月 1 日発布・実施)</p>	
	<p>第 14 次 5 ヶ年計画における情報通信産業の発展計画。</p> <p>■発展目標として、情報通信産業の規模の拡大、質の向上、新型デジタルインフラの整備、経済・社会のデジタルトランスフォーメーション (DX) 転換・昇級などがあげられ、以下の 2025 年の目標数値が示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 1 万人当たりの 5G 基地局数：26 ヶ所 (2020 年 5 ヶ所) • 5G のユーザー普及率：56% (2020 年 15%) • 10G-PON 以上のポート数：1200 万ヶ所 (2020 年 320 万ヶ所) <p>① データセンターの 1 秒当たり浮動小数点演算能力：300 京回 (2020 年 90 京回)</p> <p>② モバイルネットワークでの IPv6 の流量比：70% (2020 年 17.2%)</p> <p>■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。 http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2021-11/16/content_5651262.htm</p>
【設備輸入】	
<p>○「工業・情報化部等 5 部門の重大技術設備輸入税収政策関係目録の調整に関する通知」(工信部聯重裝 [2021] 198 号、2021 年 12 月 10 日発布・実施)</p>	
	<p>2007 年から設備の国産化促進を目的として政府が重大技術・設備および製品を指定し、国内の設備メーカーが重要部品・原材料を輸入する場合には関税・増値税を免税とし、その他の企業が設備 (完成品) を輸入する場合には課税とする政策が実施されているが、これらに関係する重大技術・設備・製品目録、重要部品・原材料目録および例外的に免税としない重大設備・製品目録が改訂されたもの。これらの改訂目録は、2022 年 1 月 1 日から適用される。</p> <p>■今回改訂された目録のうち、重大技術・設備・製品目録に掲載されるものは以下の通り。 なお、旧目録にあった大型石炭化学設備、大型冶金プラント設備、大型環境保護および資源総合利用設備、重大工事自動制御システムおよび重要精密測定機器、大型・精密・高速 NC システム・機能部品および基礎製造設備は含まれていない。</p> <p>① 大型クリーン高出力発電設備：原子力発電機ユニット (第三世代)、ガス・蒸気コンバインドサイクル発電機ユニット、大型水力発電機ユニット、高出力風力発電機ユニットの 4 種類 6 品目</p> <p>② 超高压送変電設備：直流送変電設備、交流送変電設備の 2 種類 2 品目</p> <p>③ 大型石油・石油化学設備：エチレンプラント設備、ゴム・プラスチック機械、天然ガスパイプライン輸送および液化貯蔵・輸送設備、石油・ガス掘削設備の 4 種類 6 品目</p> <p>④ 大型鉱山設備：大型オフロード鉱山用ダンプトラック、大型石炭採掘設備の 2 種類 3 品目</p> <p>⑤ 大型船舶・海洋工事設備：大型ハイテク・高付加価値船舶、高出力ディーゼルエンジンおよびその他の重要付帯設備の 2 種類 4 品目</p>

<p>⑥ 高速鉄道・都市軌道交通設備：高出力 AC 駆動電気/ディーゼル機関車の 1 種類 2 品目</p> <p>⑦ 大型施工機械およびインフラ専用設備：大型・新型施工機械の 1 種類 10 品目</p> <p>⑧ 新型紡織機械：綿紡績プラント設備、不織布プラント設備の 2 種類 3 品目</p> <p>⑨ 新型・大馬力農業設備：1 種類 3 品目</p> <p>⑩ 電子情報・バイオ医療設備：半導体発光ダイオード (LED) 製造設備・集積回路重要設備・電子デバイス製造設備・材料遺伝子設備、先端医療設備、医薬プラント設備の 3 種類 14 品目</p> <p>⑪ 民間用航空機および発動機、搭載設備：固定翼航空機・ヘリコプターおよび搭載設備、エンジン・搭載設備の 2 種類 14 品目</p> <p>■原文は工業・情報化部の下記サイトをご参照。 https://www.miit.gov.cn/zwgk/zcwj/wjfb/tz/art/2021/art_e8514d1785cd41ddae3672e03729ce7f.html</p>

[規則]

<p>【税】</p> <p>○「納税信用評価及び修復の関係事項に関する公告」(国家稅務總局公告 2021 年第 31 号、2021 年 11 月 15 日公布、2022 年 1 月 1 日施行)</p> <p>稅務機關の納稅信用評價等級が最も低い D 級の納稅者などに対し、一定の条件にある場合に“修復”(注：等級変更)の申請を認めるもの。</p> <p>■申請が可能な納稅者および条件は、以下の通り。</p> <p>① 破産した企業または管理人が、再生・和解の過程で、すでに稅額・滯納金・罰金を納付し、納稅信用逸失行為を是正した場合</p> <p>② 納稅信用が D 級に直接判定された納稅者が、すでに信用逸失情報が規定により公布されないか、公布が停止され、申請前の連続 12 ヶ月内に新たな納稅信用逸失行為記録がない場合</p> <p>③ 納稅信用が D 級の納稅者の直接責任者が登録登記し、または經營に責任を負う、納稅信用関連評價が D 級の納稅者が、申請前の連続 6 ヶ月以内に新たな納稅信用逸失行為記録がない場合</p> <p>④ その他の信用逸失行為により納稅信用が D 級に直接判定された納稅者が、すでに納稅信用逸失行為を是正し、稅法の責任を履行し、申請前の連続 12 ヶ月以内に新たな納稅信用逸失行為記録がない場合</p> <p>⑤ 前年度の納稅信用が D 級に直接判定され、当年度の納稅信用が D 級を保留している納稅者が、すでに納稅信用逸失行為を是正し、稅法の責任を履行しているか、または信用逸失主体情報が規定により公布されないか、公布が停止され、申請前の連続 12 ヶ月以内に新たな納稅信用逸失行為記録がない場合</p> <p>なお、その他の“修復”申請が可能な納稅者および条件は、国家稅務總局公告 2019 年第 37 号公告によるとされている。</p> <p>■原文は国家稅務總局の下記サイトをご参照。 http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810825/c101434/c5170720/content.html</p>
--

	<p>国家税務総局公告 2019 年第 37 号の原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。 http://www.gov.cn/xinwen/2019-11/14/content_5451848.htm</p>
<p>【税関】</p>	
<p>○「中華人民共和國税関通関単位届出管理規定」(税関総署令第 253 号、2021 年 11 月 19 日公布、2022 年 1 月 1 日施行)</p>	
	<p>企業(一般の輸出入貨物荷受け荷送り人と通関専門企業)の設立・変更・抹消時の税関届出に関する規定。2021 年 4 月の「税関法」改正で、以前の登録登記が届出に変更されたことに伴い、旧規定を廃止し、新たに制定されたもの。届出は、所定の「通関単位届出情報表」(本公告に添付)に必要な事項を記入して主管税関に申請する。</p> <p>■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。 http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2021-11/23/content_5652669.htm</p>
<p>○「中華人民共和國税関の『地域的な包括的経済連携協定』項目下の輸出入貨物原産地管理弁法」(税関総署令第 255 号、2021 年 11 月 23 日公布、2022 年 1 月 1 日施行)</p>	
	<p>2022 年 1 月 1 日に発効する地域的な包括的経済連携(RCEP)協定の原産地に関する税関の規則。</p> <p>■本弁法は、RCEP 協定の原産地規則章に即した内容となっており、主に原産地規則、原産地証明、輸入通関での特惠享受手続き、輸出貨物の原産地証明発給手続きが規定されている。なお、本弁法は RCEP 協定を実施済みの国家間の輸出入貨物の原産地管理に適用するとされており、2021 年 1 月 1 日時点では、協定署名国 15 カ国のうち中国、日本、ブルネイ、カンボジア、シンガポール、タイ、ベトナム、オーストラリア、ニュージーランドの 9 カ国の輸出入貨物が対象となる。</p> <p>■原文は税関総署の下記サイトをご参照。 http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/4015202/index.html</p>
<p>○「税関の税額担保改革の深化に関する公告」(税関総署公告 2021 年第 100 号、2021 年 11 月 24 日公布、2021 年 12 月 1 日施行)</p>	
	<p>税関の税額担保の扱いに関する新規定。</p> <p>■本公告でいう税額担保は、合算課税担保(税関の許可を得て税額の合算申告を行う場合に徴収)、納税期限担保(納税期限内に未納税の場合に徴収)、課税要素担保(商品分類・課税価格・原産地が未確定の場合、通関証明を提出できない場合などに徴収)の 3 種類で、新しい措置は以下の通り。</p> <p>① 税関は上記 3 種類の担保を統一的に管理し、企業が税額を納付したか担保を取り消した場合に、銀行保証状の担保額の枠を回復し、有効期限内に繰り返し使用できるようにする。</p> <p>② 企業は、所在地の税関に銀行保証状を届け出れば、保証状に記載されるすべての税関で担保手続きができるようにする。</p> <p>③ 税関は、新担保届出システム上で保証状の申請を受け付けてから実際に届出を受理するまでの全過程をオンラインで処理する。</p> <p>■原文は税関総署の下記サイトをご参照。</p>

	<p>http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/4026830/index.html</p>
	<p>【環境】</p>
	<p>○「危険廃棄物移転管理弁法」(生態環境部・公安部・交通運輸部令第 23 号、2021 年 11 月 30 日 公布、2022 年 1 月 1 日施行)</p>
	<p>危険廃棄物の移送に関する新規則。1999 年施行の「危険廃棄物移転連絡票管理弁法」に代わるもの。</p> <p>■旧規定からの主な変更点は、以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 危険廃棄物を発送する企業(移出者)は、“国家危険廃棄物情報管理システム”で発行される全国統一番号が付いた危険廃棄物移転連絡票に記入し、取り扱わなければならないとされた。 • 移出者は、輸送請負者・託送者に適法に委託すること、危険廃棄物管理計画を作成すること、管理台帳を設置すること、危険廃棄物移転連絡票に事実通りに記入すること、受取者の危険廃棄物利用・処置を確認することに責任を負うとされた。 • 危険廃棄物の移送先は近場を優先し、省を跨ぐ移送は近隣の省か協力関係のある省の危険廃棄物処理施設か、国が統一的に配置した危険廃棄物処理施設を主とすることが明記された。省を跨いで移送する場合は、移出地の省級生態環境部門に申請し、移送先の省級生態環境部門の同意を得た上で許可すると規定された。 • 移出者に対する罰則として、危険廃棄物移転連絡票の記入・取り扱いをせず、危険廃棄物を副産物等の名目で提供し、または危険廃棄物経営許可証のない単位、その他の生産・経営者に収集・貯蔵・利用・処置を委託し、または許可を得ずに省外に移転した場合には、「固形廃棄物汚染環境防止法」の規定により処罰するとされた(注:前記の法律では、生態環境部門による是正命令、10 万元以上 100 万元以下の罰金、違法所得の没収、情状が重大な場合の権限ある政府の許可を得た上での業務停止または閉鎖の命令が定められている)。 <p>■原文は生態環境部の下記サイトをご参照。</p> <p>https://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk02/202112/t20211203_962985.html</p>

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail : r-ikegami@murc.jp ホームページ : <https://www.murc.jp>



主要経済指標

主要経済指標の推移

三菱UFJ銀行
トランザクションバンキング部

項目	単位	2020年				2021年										
		1~3月	1~6月	1~9月	1~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
国内総生産(GDP)	前年同期比%	▲6.8	▲1.6	0.7	2.2	(1-3月) 18.3			(4-6月) 7.9			(7-9月) 4.9				
固定資産投資*	前年同期比%	▲16.1	▲3.1	0.8	2.9	-	35.0	25.6	19.9	15.4	12.6	10.3	8.9	7.3	6.1	5.2
第一次産業	前年同期比%	▲13.8	3.8	14.5	19.5	-	61.3	45.9	35.5	28.7	21.3	21.8	18.1	14.0	11.1	9.3
第二次産業	前年同期比%	▲21.9	▲8.3	▲3.4	0.1	-	34.1	27.8	21.7	18.1	16.3	14.4	12.9	12.2	11.3	11.1
第三次産業	前年同期比%	▲13.5	▲1.0	2.3	3.6	-	34.6	24.1	18.7	13.8	10.7	8.2	6.8	5.0	3.7	2.5
工業生産(付加価値ベース)**	前年同月比%	▲8.4	▲1.3	1.2	2.8	-	35.1	14.1	9.8	8.8	8.3	6.4	5.3	3.1	3.5	3.8
社会消費財小売総額***	前年同月比%	▲19.0	▲11.4	▲7.2	▲3.9	-	33.8	34.2	17.7	12.4	12.1	8.5	2.5	4.4	4.9	3.9
消費者物価上昇率(CPI)	前年同月比%	4.9	3.8	3.3	2.5	▲0.3	▲0.2	0.4	0.9	1.3	1.1	1.0	0.8	0.7	1.5	2.3
工業生産者出荷価格(PPI)	前年同月比%	▲0.6	▲1.9	▲2.0	▲1.8	0.3	1.7	4.4	6.8	9.0	8.8	9.0	9.5	10.7	13.5	12.9
輸出***	億ドル	4,780.3	10,987.5	18,113.9	25,906.5	-	4,688.7	2,411.3	2,639.2	2,639.2	2,814.2	2,826.6	2,943.2	3,057.4	3,002.2	3,255.3
	前年同月比%	▲13.3	▲6.2	▲0.8	3.6	-	60.6	30.6	32.3	27.9	32.2	19.3	25.6	28.1	27.1	22.0
輸入***	億ドル	4,649.7	9,309.5	14,853.4	20,556.1	-	3,656.2	2,273.4	2,210.6	2,183.8	2,298.9	2,260.7	2,359.8	2,389.8	2,156.8	2,538.1
	前年同月比%	▲2.9	▲6.4	▲3.1	▲1.1	-	22.2	38.1	43.1	51.1	36.7	28.1	33.1	17.6	20.6	31.7
貿易収支***	億ドル	130.6	1,678.0	3,260.5	5,350.3	-	1,032.6	138.0	428.6	455.4	515.3	565.9	583.3	667.6	845.4	717.1
対内直接投資(実行ベース)	億ドル	312.0	679.3	1,032.6	1,443.7	134.7	126.0	187.9	141.8	125.4	193.8	97.8	130.4	154.8	127.5	151.9
	前年同月比%	▲12.8	▲4.0	2.5	4.5	6.2	86.9	59.5	39.8	27.1	15.9	8.1	8.4	8.6	7.8	5.6
外貨準備高	億ドル	30,606	31,123	31,426	32,165	32,107	32,050	31,700	31,981	32,218	32,140	32,359	32,321	32,006	32,176	32,224
都市部調査失業率	%	5.8	5.8	5.7	5.6	5.4	5.5	5.3	5.1	5.0	5.0	5.1	5.1	4.9	4.9	5.0
国内自動車販売台数	万台	367.2	1,025.7	1,711.6	2,531.1	250.3	145.5	252.6	225.2	212.8	201.5	186.4	179.9	206.7	233.3	252.2
	前年同月比%	▲42.4	▲16.9	▲6.9	▲1.9	29.5	364.8	74.9	8.6	▲3.1	▲12.4	▲11.9	▲17.8	▲19.6	▲9.4	▲9.1
購買担当者指数(PMI)	製造業	-	-	-	-	51.3	50.6	51.9	51.1	51.0	50.9	50.4	50.1	49.6	49.2	50.1
	非製造業	-	-	-	-	52.4	51.4	56.3	54.9	55.2	53.5	53.3	47.5	53.2	52.4	52.3

* : 年初からの累計ベース。

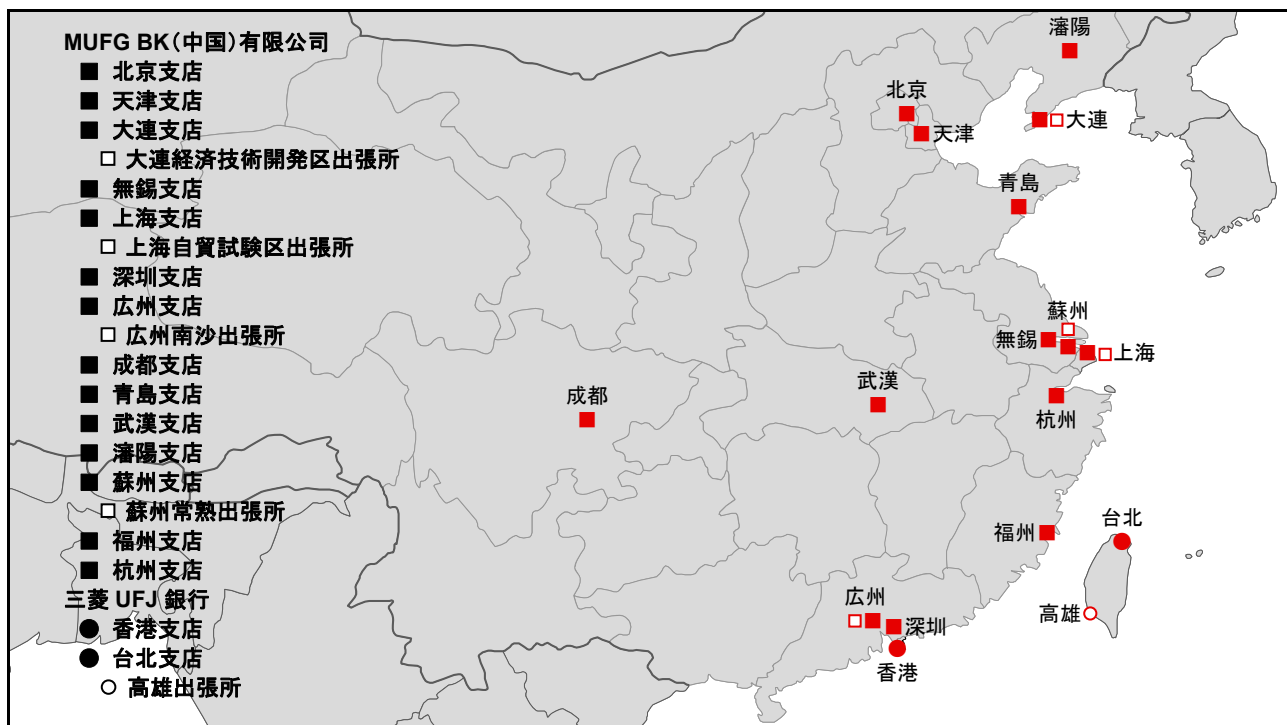
** : 2月は1—2月の累計ベース。独立会計の国有企業と年間販売額2,000万元以上の非国有企業を対象。

*** : 2月は1—2月の累計ベース。

(出所) 国家統計局等の公表データを基に三菱UFJ銀行 トランザクションバンキング部作成。



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



MUFGバンク(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北京支店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2階	86-10-6590-8888
天津支店	天津市南京路75号 天津国際大廈21階	86-22-2311-0088
大連支店 大連経済技術開発区出張所	大連市西崗区中山路147号 森茂大廈11階 大連市大連経済技術開発区金馬路138号 古耕国際商務大廈18階	86-411-8360-6000 86-411-8793-5300
無錫支店	無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10階	86-510-8521-1818
上海支店 上海自貿試験区出張所	上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階 上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階	86-21-6888-1666 86-21-6888-1666
深圳支店	深圳市福田区中心4路1号嘉里建設広場 第一座9階・10階	86-755-8256-0808
広州支店 広州南沙出張所	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階 広州市南沙区港前大道南162号 広州南沙香港中華総商会大廈 805、806号	86-20-8550-6688 86-20-3909-9088
成都支店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青島支店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階	86-532-8092-9888
武漢支店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋陽支店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大廈20階2002室	86-24-8398-7888
蘇州支店 蘇州常熟出張所	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号 廣融大廈15階 江蘇省常熟市常熟高新技術産業開發区東南大道333号 科創大廈12階C区、D区	86-512-3333-3030 86-512-5151-3030
福州支店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大廈5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭州支店	浙江省杭州市下城区延安路385号 杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱UFJ銀行

香港支店	8F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
台北支店 高雄出張所	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓8階・9階 台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-2-2514-0598 886-7-332-1881

【本邦におけるご照会先】

トランザクションバンキング部

東京：050-3612-0891（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0650（代表）

発行：三菱UFJ銀行 トランザクションバンキング部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

2022 年 1 月 12 日発行

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。